

寒川町知的障害者福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第31号

寒川町知的障害者福祉規則の一部を改正する規則

寒川町知的障害者福祉規則（平成15年寒川町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項第2号中「同法第5条第5項」を「同法第5条第6項」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。